

福岡県同行援護従業者養成研修事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
福岡県同行援護従業者養成研修事業実施要綱 1～3（略） 4（1）（略） （2）研修時間 ア 一般課程 <u>28</u>時間 イ 応用課程 <u>6</u>時間 （3）カリキュラム 別紙1「同行援護従業者養成研修課程カリキュラム」（以下、「カリキュラム」という。）のとおり 5 科目の免除 <u>盲ろう者向け通訳・介護員養成研修の修了者については、カリキュラムの一部科目の受講を免除する。</u> 6～10（略） 附 則 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から	福岡県同行援護従業者養成研修事業実施要綱 1～3（略） 4（1）（略） （2）研修時間 ア 一般課程 <u>20</u>時間 イ 応用課程 <u>12</u>時間 （3）カリキュラム 別紙1「同行援護従業者養成研修課程カリキュラム」のとおり 5 科目の免除 <u>本研修については、科目免除は適用しない。</u> 6～10（略） 附 則 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から

適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

適用する。